

# 業務指示書

## ラオス国水道事業運営管理能力向上プロジェクト (MaWaSU2)

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年7月25日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年7月30日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 以下の者については、競争への参加を認めません。

2017年度 単独型 ラオス国水道公社事業管理能力向上プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査 (評価分析)

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水道事業運営・改善に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。

（○）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／制度改善）】

- 1) 類似業務の経験：水道事業運営・改善に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ラオス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

##### 4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 水道セクター開発基金】

- 1) 類似業務の経験：財政、金融システムに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ラオス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年8月3日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

ビエンチャン以外での活動を計画する場合のラオス国内旅費 (指示書P. 26 「第3」 3. 活動地域より)

業務遂行上必要と考える機材 (指示書P. 27 「第3」 7. 業務用機材より)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(LAK1 = 0.013220

円, US\$1 = 110.099000

円, EUR1 = 127.856000

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 8月8日(水) 14:00 ~ 16:30  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 208会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／制度改善  
水道セクター開発基金

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.50 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年8月24日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。  
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
ラオス国水道事業運営管理能力向上プロジェクト (MaWaSU2)

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。）</small>	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/制度改善	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 7.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 水道セクター開発基金	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

ラオス政府は、1999年に発令された首相令37において、2020年までに都市部に居住する人口の8割に対して24時間安全な水を供給することを目標に掲げている。また、「第8次国家社会経済開発5カ年計画(NSEDP)(2016-2020)」<sup>1</sup>に基づく水道戦略においては、全国水道普及率の目標を2020年までに全人口の9割と定めている。さらに、持続可能な開発目標(SDGs)ターゲット6.1では、「2030年までに、安全で入手可能な価格の飲料水に対する全ての人々の公平なアクセスを達成する」とされているが、ラオスにおいて、2015年の都市における水道普及率は64%<sup>2</sup>に留まっている。ラオスの水道事業は、公共事業運輸省(MPWT)水道局(DWS)が上水道事業の運営管理責任を担っているものの、上述の首相令により事業運営自体が全て都県に移管され、全国に18存在する都県の水道公社にその経営が委ねられている。

JICAは、これら水道公社の事業運営能力の向上を目的として、技術協力プロジェクト「水道公社事業管理能力向上プロジェクト」(2012年8月~2017年8月)(以下、MaWaSU)において、主にビエンチャン都(首都)、ルアンパバーン県、カムアン県の3水道公社の人材を中心に水道事業計画策定能力を強化するための支援を行い、結果、対象3公社では計画に基づく事業運営について基本的な能力を習得した。一方で、3公社を含むほぼ全ての水道公社の経営基盤は脆弱であり、設備投資・更新はドナーや民間投資による資金に大きく依存している。この状況を改善し、水道公社自身が独立採算制に基づく事業運営を行うことができるようにするためには、水道公社がMaWaSUで習得した基本的な能力を自身でさらに向上させるだけではなく、以下3点の理由からラオス水道行政の改革が必要とMPWT/DWSも認識している。

- (ア) 水道事業が日本のように許認可制になっておらず、公営民営問わず全ての水道事業者の給水区域を国が一元管理できていないこと、
- (イ) 施設整備等のための水道公社に対する長期・低利の資金供給元が存在しないこと、
- (ウ) 水道公社の事業運営に関する自治権が制限されていること

近年では、施設整備・運営に関与する民間企業が増加しているが、これら民間企業の監督に関する法制度や事業認可制度なども整備されていないことから、水質が劣悪な水道サービスを提供している県も存在し、ラオス国内における水道事業の大きな課題となっている。

官民による適切な水道事業を運営する環境が整えられていない状況を踏まえ、ラオス政府は、水道行政能力の強化と水道公社の経営改善を目的として、1)中央と県の行政機関の役割を明確化し、各レベルで必要な水道行政能力の向上、2)長期・低利の資金調達システムの構築、3)民間資金活用等の官民連携システムの構築、4)ビエンチャン、ルアンパバーン、カムアン各県水道公社の水道事業実施能力の更なる向上、5)上記3県で強化した水道事業実施モデルの全国展開、の5つの活動を中心とした技術協力プロジェクトの実施を我が国に要請した。JICAは、本件の必要性、要請の妥当性を確認するために、2017年8月~9月に詳細計画策定調査を行い、2017年12月26日に本プロジェクトの枠組みについて討議議事録(Record of Discussions: R/D)によりラオス側関係機関と合意し、今般実施の運びとなった。

### 2. プロジェクトの概要

<sup>1</sup> The 8<sup>th</sup> Five Year National Socio-Economic Development Plan (2016-2020), 国家計画投資省発行(2016年6月)

<sup>2</sup> UNICEF, WHO

(1) 上位目標

国家目標を達成するための水道セクター管理体制と水道公社の能力が強化される。

(2) プロジェクト目標

水道セクター管理体制と水道公社の能力を強化するために必要な基盤が整備される。

(3) 期待される成果

成果 1: 水道行政の改善を通じて、水道セクターの透明性、アカウンタビリティ、ガバナンス (TAG<sup>3</sup>) が強化される。

成果 2: 施設整備事業における水道公社の計画・実施能力、公共事業運輸省 (MPWT)、県公共事業運輸局 (DPWT) の審査・モニタリング・評価能力が強化される。

成果 3: 水道事業に必要な技術基準が作成される。

成果 4: 水道公社の水道事業に関する計画実施能力が強化される。

(4) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

- 1-1 以下の活動を行うために組織制度検討委員会 (IRC) が組織され、優先課題が特定される。
  - 1-1-1 行政能力の不足分野を特定するために、公共事業運輸省 (MPWT)、同省水道局 (DWS) 及び県公共事業運輸局 (DPWT) の現在の行政能力、並びに法制度により定められた各組織の任務をレビューする。
  - 1-1-2 TAG に関する現在の組織・制度面での有効性をレビューする。
  - 1-1-3 IRC メンバー及び他の関係組織に対し、レビュー結果を共有するためのワークショップを開催する。
  - 1-1-4 ワークショップでの議論を元に、組織・制度に関してさらに詳細な調査が必要な事項の調査スコープを設定し、調査を行う。
  - 1-1-5 提言を含む包括的組織制度改革戦略 (OIDS) を関係機関に提出する。
  - 1-1-6 包括的組織制度改革戦略の中で特定された課題 (例えば、水道事業の認可制度、官民連携 (PPP)、水道公社及び民間事業者に対する技術/財務面のモニタリング等) の中から、TAG の強化のために最も有効と思われる課題を優先課題として特定する。
- 1-2 DWS の主導で、計画投資省 (MPI)、内務省 (MHA)、財務省 (MOF)、地方政府を含むすべてのステークホルダー組織をメンバーとする優先課題タスクチーム (PDTT) を組織し、1-1 で特定した優先課題に関する現在の行政能力をレビューするための活動を行う。
  - 1-2-1 優先課題の現況をレビューする。
  - 1-2-2 優先課題に関して現行法制度の規定をレビューする。
  - 1-2-3 TAG の観点から、現在の組織・制度の有効性をレビューする。
  - 1-2-4 PDTT メンバー及び他の関係組織に対し、1-2-2 及び 1-2-3 のレビュー結果を共有するためのワークショップを開催する。
  - 1-2-5 ワークショップの議論を元にさらに調査が必要な事項の調査スコープを設定し、調査を実施する。

(本 1-2 は、業務実施契約の対象外)

<sup>3</sup> プロジェクト・デザイン・マトリクス (PDM) 上で、透明性、アカウンタビリティ、ガバナンスは各単語の英訳 (Transparency, Accountability, Governance) の頭文字をとって (TAG) と表記している。

1-3 優先課題行政能力向上戦略（PDCDS）を策定する。

1-3-1 優先課題に関する PDCDS の草案を策定する。

1-3-2 IRC にて草案を議論する。

1-3-3 普及やフィードバックのためのワークショップを開催する。

1-3-4 PDCDS 最終版を DWS に提出する。

（本 1-3 は、業務実施契約の対象外）

1-4 水道セクター開発基金の管理・運営の仕組みを検討するため、DWS の主導で、MPI、MHA、MOF、地方政府を含む全てのステークホルダー組織をメンバーとする水道セクター開発基金委員会（FFC）を組織し、以下の活動を行う。

1-4-1 基金の管理・運営に必要な能力の種類とレベルを決定する。

1-4-2 2-2 以降で実施するパイロットプロジェクトからの教訓を抽出する。

1-4-3 TAG を確保するための必要要件を定める。

1-4-4 上記に関する議論に基づき基金設立に向けて必要な調査スコープを決定し、焦点を絞った調査を行う。

1-4-5 基金の管理・運営に関する包括的な手順を設計する。

1-5 資金メカニズムを提案する。

1-5-1 都市部における水道公社の独立採算と地方部に対する補助金に関する目標水準を定める。

1-5-2 資金源を検討する（ドナー資金、料金への上乗せ、政府による金利補助など）。

1-5-3 財政シミュレーションやリスク分析等の資金メカニズムの検討に必要な分野の調査スコープを決定し、調査を行う。

1-5-4 包括的な資金メカニズムを提案する。

1-6 水道セクター開発基金計画を提出する。

1-6-1 1-4 と 1-5 で検討した基金の管理・運営の仕組みと資金メカニズムを統合し、基金の骨子を検討する。

1-6-2 基金設立に関する提案書の草案を作成する。

1-6-3 全てのステークホルダー間で草案を議論する。

1-6-4 基金に関する普及やフィードバックのためのワークショップを開催する。

1-6-5 最終提案を DWS に提出する。

1-7 MaWaSU プロジェクトで支援された水道ビジョン、水道事業ガイドライン、水道統計が実用されるよう最終化または改訂される。

1-7-1 水道ビジョン、水道事業ガイドライン、水道統計の現状を把握し評価する。

1-7-2 水道ビジョン、水道事業ガイドライン、水道統計を改善し活用を図る。

1-7-3 水道ビジョン、水道事業ガイドライン、水道統計を最終化または改訂する。

（本 1-7 は、業務実施契約の対象外）

【成果 2 に係る活動】（本業務実施契約の対象外）

2-1 施設整備事業の計画・管理体制に関する現状をレビューし、パイロットプロジェクトの実施体制を検討する。

2-2 パイロットプロジェクトを実施する。

2-3 パイロットプロジェクトの実施体制を見直す。

【成果 3 に係る活動】（本業務実施契約の対象外）

- 3-1 技術基準の検討と作成のため、DWS、DPWT、及び水道公社をメンバーとする基準タスクチーム（STT）を立ち上げる。
- 3-2 STT が作成する技術基準の優先順位を決定する。
- 3-3 STT が最も優先度の高い技術基準について、設定すべき技術内容の範囲について議論し、決定する。
- 3-4 STT が技術基準の草案を作成する。
- 3-5 STT は MPWT に技術基準草案を提出する。

【成果 4 に係る活動】（本業務実施契約の対象外）

- 4-1 パイロット水道公社において、重点分野（土木・水質・財務）における実務能力、指導能力が向上する。
- 4-2 MaWaSU プロジェクトで承認された全国展開計画を実施するための MPWT、DPWT 及びパイロット水道公社の役割が明確にされ、計画が実行される。
- 4-3 MaWaSU プロジェクトで立ち上げられた分科会活動が実施される。
- 4-4 水道公社が水道協会の設立を準備する。

（4）対象地域

ビエンチャン都、ルアンパバーン県、カムアン県等

（5）関係官庁・機関

公共事業運輸省(MPWT)水道局(DWS)

ビエンチャン都、ルアンパバーン県、カムアン県、その他の県の水道公社及び公共事業運輸局

3. 業務の目的

「水道事業運営管理能力向上プロジェクト（MaWaSU 2）」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき、成果 1 の達成に必要な業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に貢献する。

4. 業務の範囲

本業務は、2017 年 12 月 26 日に JICA がラオス公共事業運輸省と締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

（1）プロジェクトのコンセプトと本契約業務の範囲

本契約の業務は、PDM 上の活動のうち、1-1、1-4、1-5、1-6 を対象とする。（1-2、1-3 は別契約を想定。）

本プロジェクトは、「水道公社が中長期的な視野に立ち、独立採算性に基づく水道事業運営を行う」という MaWaSU の支援で作成したラオス水道ビジョンで掲げた目標達成を目指し、1）組織・制度改革（水道行政の強化）支援と、2）水道公社及び公共事業運輸省水道局における水道事業運営能力強化の 2 点に取り組むこととしている。

1）組織・制度改革支援に関する活動は大きく分けて、「ラオス水道行政を強化していく上で強化すべき分野・課題の特定」（活動 1-1）、及び「水道セクター開発基金計画の策定」（活動 1-4～1-6）から成る。



ラオスの水道行政は、現行の水道法で記載されている各機関の役割・責務と実態にギャップがある（例えば、水道事業の許認可に関して水道法上の規程が曖昧、等）。このことは、水道公社が独自に策定する中長期計画に基づき、水道事業運営を自主的かつ計画的に実施する上での大きな障害となっている。そのため、各制度や体制に関する中央政府、県、所管する官庁としてあるべき姿などが関係者間で認識されることが難しい。このため、組織制度検討委員会（IRC）を結成し、現行の水道法で記載されている各機関の役割と実態のギャップを確認した上で、民間企業の監督に関する法制度や水道事業の許認可制度等、水道行政に関する主要分野の中で早急に対応すべき項目をタスクチーム内で協議し、その結果を包括的組織制度改革戦略（OIDS）として取りまとめる。その後、OIDSの中で特定された課題の中で、TAG強化のために最も有効と思われる課題を優先課題として抽出する。（以上、活動 1-1。）

また、水道セクター開発基金の制度無くしては、ラオスにおいて独立採算制に基づく水道事業運営を実現することは困難であり、施設整備事業、水道事業計画の実施に遅れが生じる可能性があるため、本契約業務において、水道セクター開発基金の策定について取り組む。この基金は、水道事業運営のうち、施設整備事業等に必要な資金を適切に配賦し事業実施を行うための基金で、政府予算とは独立した会計機関を想定する。財源は、政府予算、他国からの資金協力、民間投資を想定するが、これらについても本プロジェクトで議論、検討する。（以上、活動 1-4～1-6。）

## （2）政権与党（ラオス人民革命党）党大会（2020年12月）、次期5ヶ年計画策定期間を念頭に置いた業務の実施

現政権の党大会を2020年12月に控えていることから、特に成果1に関する活動は、2020年10月～11月頃までに取り纏め、中間レビューおよび合同調整委員会（JCC）において関係者間で進捗を確認する必要がある。また、次期5ヶ年計画（2021-2025）策定作業が2019年～2020年にかけて実施される予定である。水道セクター開発基金に関する財源確保や基金の設立自体を2019年末までに提案しないと政策に反映されない可能性もある。R/D上は、成果1の成果物であるPDCDS及び水道セクター開発基金計画の最終提案が水道局に提出されることで双方合意しているため、活動開始時に先方政府とスケジュールを確認しながら進めていくこと。

## （3）プロジェクト実施体制（日本側）

本プロジェクトの日本側実施体制は以下のとおりである。

長期専門家： 3名（チーフアドバイザー、サブチーフアドバイザー／水道技術、業務調整）

短期専門家：

（直営）

① 土木（成果3） ② 土木 ③ 水質 ④ 財務（それぞれ成果4のための活動）

（コンサルタント）

① 制度改善（成果1のうち本契約対象部分）

② 水道セクター開発基金（成果1のうち本契約対象部分）

③ 制度改善2（分野名は、活動1-1で特定される分野により変更予定。成果1のうち活動1-2、1-3を担当し、別契約で実施予定）

④ 設計・施工監理（成果2の活動を担当し本契約とは別契約で実施予定）

このうち、チーフアドバイザー、サブチーフアドバイザー／水道技術の2名と成果3

と成果4に向けた活動を行う短期専門家は、2018年5月21日にJICA地球環境部と締結したプロジェクト実施に係る協定書<sup>4</sup>に基づき、以下のとおり自治体から派遣中または派遣予定としている。

ア) 埼玉県企業局

・短期専門家派遣（分野：水質、土木等）

イ) さいたま市水道局

・長期専門家派遣（チーフアドバイザー）2018年5月より派遣中。  
・短期専門家派遣（分野：土木等）

ウ) 横浜市水道局

・短期専門家派遣（分野：財務等）

エ) 川崎市上下水道局

・長期専門家派遣（サブチーフアドバイザー/水道技術）2018年5月より派遣中。  
・短期専門家派遣（分野：水質、土木等）

\*業務調整専門家は、自治体からの派遣ではなく公募にて人選。

本契約業務に従事するコンサルタントは、上述の専門家等とも情報共有を行い円滑なコミュニケーションを図りながら業務に従事すること。

(4) プロジェクト実施体制（ラオス側）

ラオス側実施体制としては、MPWT/DWS、DPWT、を中心としたメンバーで構成される合同調整委員会 Joint Coordinating Committee (JCC) が中心となりプロジェクトを実施していく。各成果の下にはタスクチームが組織され、本業務の対象である成果1の活動についても、同タスクチーム内で業務を実施していく。

(成果1に関連するタスクチーム)

制度改善：①組織制度検討委員会 (IRC)、②優先課題タスクチーム (PDTT)

水道セクター開発基金：水道セクター開発基金検討委員会 (FFC)

特に、成果1のタスクチームには、上述の実施機関の他、首相府 (Cabinet Office)、財務省 (Ministry of Finance)、内務省 (Ministry of Home Affairs)、計画投資省 (Ministry of Planning and Investment) が含まれることを想定している。実施機関以外の関係機関は、制度構築等水道行政を担う重要な機関となるため、コンサルタントチーム着任初期のうちにプロジェクトのコンセプトを説明し協力が得られるようにすること。

(5) ラオスにおける水道行政の課題に留意した制度改善の進め方

ラオスでは、水道施設整備・運営に関与する民間企業が増加している。ラオスの地方政府（県政府等）にとっては、施設整備の実施が喫緊の課題であるものの、そのための十分な予算が割り当てられておらず、民間企業はそのような現状の中に新たなビジネスの機会獲得を求め、地方政府に対して施設整備事業と施設維持管理・運営に関する事業計画の提案を直接行っている。ラオスでは、双方が合意をすれば、県知事と企業間で事業権契約を締結し、その後、水道公社と民間企業が用水供給の契約等を締結する仕組みになっている。このプロセスにMPWT/DWSは関与しておらず、水道事業に関するモニタリング、規制・監督等の機能が働いていない状況である。さらに、知事の権限によって水道公社が不利な契約に巻き込まれる可能性もある。現状を抜本的に改善するため

<sup>4</sup> 埼玉県企業局、さいたま市水道局、横浜市水道局、川崎市上下水道局及び独立行政法人国際協力機構地球環境部による技術協力プロジェクト実施に関する協定書

には、既得権益や政治・行政の仕組みに触れることとなるため、ラオス国の政情に留意しながら進める必要がある。上記の状況を勘案しどのように各活動を進めていくか、プロポーザルにおいて提案すること。

#### (6) 他国の事例紹介の活用

先方政府は、水道セクター開発基金等の仕組みづくりの際、日本のみならず第三国での事例等を参考にしながら検討することを希望している。日本は過去、フィリピン・ウォーター・リボルビング・ファンドに対する協力として、フィリピン開発銀行に対して、円借款を供与した事例を有する<sup>5</sup>。水道セクター開発基金の設立や運用を検討する際は、一から作り上げるのではなく、このような日本の協力のアセットを含めて、他国、他セクターでの事例（運用中のメリット、デメリット等含む）を先方政府に紹介しながら進める必要があるため、活動においてどのような事例を紹介して検討するか、プロポーザルに記載すること。なお、水道セクターのみならず類似する他のセクターの事例（下水道、電力等のインフラ開発に関する基金）を含めることも可。

#### (7) 他ドナー等との連携

ラオスにおける上水道セクターに対しては、日本のほか、アジア開発銀行(ADB)、世界銀行(世銀)、フランス開発庁(AFD)、ノルウェー開発協力機関(NORAD)等多くの機関が支援を実施している。うち、ADB は主に村落部を対象とした上水道施設整備支援と水道公社職員並びに MPWT に対する技術指導を実施している。AFD は、ビエンチャン市水道公社に対して会計処理の手法、予算計画策定等の技術協力を実施していることから、同支援の内容を確認し、MaWaSU で実施した技術協力内容とともに成果を活用することが期待される。また、NORAD は、水道公社企業化プログラムとして、水道公社の財務諸表の作成までを一貫して処理する会計システムと請求システムを統合させたソフトウェアの導入を行うなどの協力実績を有することから、これらの成果活用の可否も確認しながら事業を進めていく必要がある。

#### (8) 他の JICA 事業との連携

##### ① 「ルアンパバーン郡上水道拡張計画」準備調査

現在、無償資金協力「ルアンパバーン郡上水道拡張計画」の協力準備調査を実施している。ルアンパバーン郡においても、民間資金を活用した施設整備・用水供給事業が実施されており、これらの事業に関連した情報収集がなされる予定である。同調査の期間中（～2018年12月を予定）に、同調査を受託しているコンサルタント等と情報交換を行い、MaWaSU 2 の活動に参考となる情報を得ること。

##### ② その他

以下のとおり草の根技術協力や中小企業海外展開支援事業を実施中／実施済であるため、これらの協力の成果により得られた知見等も活用しながら実施できるよう配慮すること。また本事業は、ラオスに対する協力プログラム「都市環境整備プログラム」に位置付けられており、関連するその他事業とも情報共有を密にすること。

#### 【草の根技術協力】

➢ 水道公社における浄水場運転・維持管理能力向上支援事業(埼玉県企業局)(2016年1月～2019年1月)

<sup>5</sup> JICA プレスリリース「フィリピン共和国向け円借款供与 ～環境保全を支援し、水分野の日米協力を推進～」(2008年9月30日) <https://www.jica.go.jp/press/archives/jbic/autocontents/japanese/news/2008/080930/index.html>

- 水道公社における上水道管路維持管理能力向上支援事業(さいたま市水道局)(2017年12月~2020年12月)

【中小企業海外展開支援】

- スマートタウン水道事業向け高濁度原水対応型浄水装置の普及・実証事業(2015年6月~2018年5月)

(9) 技術協力としてのプロジェクトの進め方

本プロジェクトは、技術協力事業として実施する。そのため、すべての業務は専門家が単独で実施し成果を挙げるのではなく、C/Pの能力向上と持続発展性の確保に努めつつ、C/Pと共同で活動を実施することで成果を導出することとし、以下の点に特に留意する。

① C/Pの積極的な関与促進のための配慮

- ・ 実施している活動がPDM上どこに位置付けられ、プロジェクト目標にどのように貢献するかを、C/Pと常に意識しつつ業務を進める。
- ・ C/Pと毎週の定期会議を行うなど、C/Pと専門家との間で緊密なコミュニケーションを図り、プロジェクトの成果や課題、進捗や今後のスケジュール等を常に共有する。
- ・ プロジェクト進捗は適宜直営専門家にも共有する。特に、コンサルタント不在時に直営専門家に現地でのフォローを依頼する場合に備え、最新の情報が共有されるよう配慮する。

② 自立発展性確保のための配慮

- ・ プロジェクトで新たな業務や枠組みを導入する場合は、ラオス政府の行政機構やC/Pの業務分掌を十分に把握し、各組織・部署が本来の持つ役割から逸脱しないよう留意する。また、本プロジェクトで実施する業務や枠組み作りのみが事業の目的とならないよう、同業務・枠組みを実施・導入することの目的をC/Pと常に確認し、プロジェクト終了後も業務・枠組みが継続されるよう配慮する。
- ・ プロジェクト終了後は、JICA経費はもとより、本プロジェクト実施のために先方省庁などから配賦される予算もなくなることを前提に、プロジェクト終了後もC/Pが予算措置できる規模をC/Pと慎重に検討し、継続が可能な活動内容となるよう工夫して実施する。そのために、予算計画立案・予算配賦の仕組みを把握する。
- ・ プロジェクトで新たな技術や機材を紹介する場合は、紹介にとどめず、プロジェクト終了後も継続して活用されるよう配慮する。

③ プロジェクトの柔軟性の確保

- ・ 能力強化を目的とする技術協力事業では、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を踏まえ、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言する。なお、JICAは、これら提言について遅滞なく検討し、必要な措置(先方C/Pとの合意文書変更、契約の変更等)を講じることとする。

(10) 持続可能な開発目標(SDGs)を意識したプロジェクト運営

本プロジェクトにおける目標の設定及びモニタリングにあたっては、SDGs(特にターゲット6.1、6.4、6.a)及びSDGsを念頭に置いたラオスにおける開発目標との整合性に留意する。また、関係機関との協議資料や対外的な広報資料には、これらの目標と

本プロジェクトの関係を積極的に組み込み、各ターゲットに対する本プロジェクトの貢献度を示すことを意識する。コンサルタントは本プロジェクト、特に指示書に記載する業務がどのようにSDGsに貢献できるかをプロポーザルにおいて提案すること。

#### (1 1) 積極的な広報発信

JICAの上水道分野に対するこれまでの支援において、本プロジェクトで取り扱う水道行政や水道セクター開発基金に関する協力事例は少ない。しかし、同分野に対する協力の重要性は年々高まっており、本プロジェクトは、他国で同様の課題に直面している場合の解決方法の参考となり得る。

また、ラオスの水道行政関係者の理解促進を図ることも重要である。

以上のような観点から、他の専門家と協力して積極的な広報発信を行うこと。

#### (1 2) 契約の分割

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

・第1期：2018年9月～2020年3月

・第2期：2020年7月～2021年8月

このため、第1期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

## 6. 業務の内容

各契約期間における業務内容は、以下を想定している。上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえながら、本プロジェクトの成果達成に向けた活動を実施する。業務の方法や活動の詳細については、プロポーザルにおいて提案すること。その際必要な人員配置や必要機材、経費についても見積ること。

### 【プロジェクト全体に関すること】

#### (1) 国内準備/ワーク・プランの作成・協議

本プロジェクトにかかる各種報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（英文）に取りまとめる。

同プランを基に、ラオス側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。なお、現地関係者との協議においては、ラオ語版（仮訳）を用意すること。

ワーク・プランについては、上記意見交換と、以下に示す各業務の「現状と課題の確認」作業を踏まえた上で、その修正版を作成し、ラオス側関係者と協議、意見交換した上で、ワーク・プランとして取りまとめ、合意することとする。

なお、ワーク・プランは、第1期、第2期それぞれの活動開始時に作成する。第1期は上記の内容を中心に取りまとめる。第2期は、第1期活動開始時に取りまとめたワーク・プランを基に第1期進捗状況を踏まえ、第2期の活動において変更すべき箇所等を中心に修正し、変更・修正内容をラオス側関係者と協議、意見交換した上で第2期分のワーク・プランとして取りまとめ、合意することとする。

#### (2) 合同調整会議（JCC）、タスクチーム（TT）会合開催時の資料作成、開催支援

関係機関間の調整促進を目的として、チーフアドバイザー等と相談しながら、JCCおよびTTを開催する。開催の為に会場借り上げ代等は、本契約に含めないが、成果1に関連する資料の作成、準備は本業務従事コンサルタントが行う。

【第1期契約期間：2018年9月～2020年3月】

(3) 水道セクターの透明性、アカウンタビリティ、ガバナンス (TAG) 強化に有効な優先課題の特定に関連する業務

① 組織制度検討委員会 (IRC) の設立

成果 1 に関連する関係機関を集め、組織制度検討委員会 (IRC) の設立を行う。その際、同委員会設立の趣旨を十分に伝え、戦略を政策に反映し具現化できる体制となるよう、関係者を巻き込むこと。

② ラオスの法制度等に定められた各組織の任務、行政能力のレビュー

行政能力の不足分野を特定するために、MPWT、MPWT/DWS 及び DPWT の現在の行政能力、並びに法制度により定められた各組織の任務をレビューする。

③ 水道セクターの透明性、アカウンタビリティ、ガバナンス (TAG) に関する現在の組織・制度面での有効性をレビューする。

②でレビューした各組織の任務から、現在のラオス水道行政を実施する体制として、TAG の有効性を評価する。有効性を測る指標については、現地の現状に鑑みて適切な指標を設定することを想定するが、プロポーザル上においてどのような指標に基づいてレビューをする予定であるか、明記すること。

④ ワークショップの開催

IRC メンバー及び他の関係組織に対し、レビュー結果を共有するためのワークショップを開催する。規模は 50 名程度を想定する。会場は政府機関の会議室等の利用を勧奨するが、会場の借り上げも含めたワークショップ開催費も見積もりに含めること。

⑤ 組織・制度に関してさらに詳細な調査が必要な事項の調査項目の策定と調査の実施

ワークショップでの議論を元に、組織・制度に関して民間企業の監督に関する法制度や水道事業の許認可制度等、水道行政に関する主要分野の中でさらに詳細な調査が必要な事項の調査スコープを設定し、調査・分析を行い、組織制度の改革に向けた提言、戦略をまとめる。

⑥ 包括的組織制度改革戦略 (OIDS) の提出

上記で取りまとめた提言、戦略を包括的組織制度改革戦略 (OIDS) として整え、関係機関に提出する。OIDS には、以下の項目が含まれることを想定するが、プロポーザル上においても現時点で想定できる OIDS の案を提案すること。

(OIDS 目次案)

ア) ラオス法制度上の各組織の任務と実態

イ) ア) の任務実施能力のために不足している分野を含む、行政能力のレビュー結果

ウ) 現在のラオス水道行政における TAG の有効性レビュー結果

エ) イ) とウ) から考察されるラオス水道セクター TAG に関する課題

オ) エ) で抽出された課題解決、改革に向けた提言、戦略

カ) オ) の戦略を実現するための各関係機関の役割とスケジュール

⑦ TAG 強化に有効な優先課題の特定

OIDS の中で特定された課題 (例えば、水道事業の認可制度、官民連携 (PPP)、水道公社及び民間事業者に対する技術/財務面のモニタリング等) の中から、TAG の強化のために最も有効と思われる課題を優先課題として特定する。

(4) 水道セクター開発基金の設立に関連する業務

- ① 水道セクター開発基金委員会の設立  
水道セクター開発基金の管理・運営の仕組みを検討するため、DWS の主導で、MPI、MHA、MOF、地方政府を含む全てのステークホルダー組織をメンバーとする水道セクター開発基金委員会（FFC）を組織、設立する。
- ② 水道セクター開発基金の管理・運営に必要な能力の種類とレベルの決定  
FFC 内での協議やメンバーの属性、各機関の能力をレビューし、新たに設置予定の開発基金の管理・運営に必要な能力の種類とプロジェクト期間内で強化すべき能力のレベルを評価、特定する。
- ③ TAG を確保するための必要要件を定める。  
開発基金において TAG を確保して運用していくための必要要件を FFC や他のタスクチームで議論し、要件を定める。
- ④ 基金設立に向けた調査スコープの決定と調査の実施  
①～③の議論に基づき基金設立に向けて必要な調査スコープを決定し、焦点を絞った調査を行う。
- ⑤ 基金の設立から管理・運営までに必要な手順の設計  
①～④に基づき、基金の設立から管理・運営に関する包括的な手順を設計する。
- ⑥ 都市部における水道公社の独立採算と地方部に対する補助金に関する目標水準を定める。  
FFC や他のタスクチームにおいて、都市部における水道公社の独立採算の見込みと地方部に対して必要な補助金の目標水準を検討する。
- ⑦ 資金源の検討  
他ドナーの資金運用方法や現行水道料金への上乗せ、また、政府による金利補助等、水道セクター開発基金の資金源となり得る資金源を抽出する。
- ⑧ 資金メカニズムの検討  
⑦で抽出した各資金源等を活用した場合の財政シミュレーションやリスク分析等の資金メカニズムの検討に必要な分野の調査スコープを決定し、調査を行う。
- ⑨ 資金メカニズムの提案  
⑦、⑧の検討、調査を取りまとめて、包括的な資金メカニズムを提案する。

【第2期契約期間：2020年7月～2021年8月】

(5) 水道開発基金の設立に関する業務

- ① 水道セクター開発基金の骨子の検討  
第1期で検討した基金の管理・運営の仕組みと資金メカニズムを統合し、FFCにおいて基金の骨子を検討する。
- ② 別契約及び直営専門家によって実施される成果2のパイロットプロジェクトの実施結果について、担当の専門家からヒアリングを行い、水道セクター開発基金の管理・運営を検討するにあたって有益と思われる教訓を抽出する。
- ③ 水道セクター開発基金設立に関する提案書の草案作成と議論  
①の骨子から、水道セクター開発基金の設立に関する提案書の草案を作成し、全てのス

テークホルダー間で草案を議論する。提案書に盛り込まれるべき項目は以下を想定するが、現在想定される項目や目次案についてプロポーザルにおいて提案すること。

(項目・目次案)

- ア) 基金提案に至る背景、課題、必要性
- イ) 基金のコンセプト
- ウ) 基金の責任機関、責任者
- エ) 基金運用に関する政府関係機関の役割と責務
- オ) 基金の運営資金に関するルール(着実に運営資金が存在するための仕組み)
- カ) 基金運用方法(資金活用申請⇒審査⇒承認⇒モニタリング)
- キ) 基金の運用見直し頻度、試行期間から本格導入までのスケジュール

④ 関連ワークショップの開催

基金に関する普及やフィードバックのためのワークショップを開催する。会場は政府機関の会議室等の利用を勧奨するが、会場の借り上げも含めたワークショップ開催費も見積もりに含めること。

⑤ 水道セクター開発基金設立提案書の提出

最終提案を DWS に提出する。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書(第1期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文: 5部
	ワーク・プラン(第1期)	業務開始から約2ヵ月後 (2018年11月下旬) *なお、ドラフトを業務開始後1ヵ月後に提出し、JICAからのコメント、現地調査開始後にカウンターパートに説明し先方からの、意見を踏まえて最終化したもの。	英文: 10部
	包括的組織制度改革戦略(OIDS)	2020年3月上旬 *ドラフトを約3か月前に提出し、JICAからのコメント、JCC等における先方からの意見等を踏まえて最終化したもの。	英文: 3部 ラオ語: 3部 CD-R: 3枚
	JICA プロジェクトブリーフノート(第1期分)及びパワーポイント資料	第1期契約終了時 *ドラフトを2か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化したもの	レポート(PDF及びワードファイル)及びパワーポイント資料のCD-ROM(英文・和文)



	業務完了報告書（第1期）	第1期契約終了時 *なお、ドラフトを2か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化したもの。	和文：5部 CD-R: 3枚
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から約1ヵ月後	英文：10部
	水道セクター開発基金設立提案書	2021年7月下旬	英文：3部 ラオ語：3部 CD-R: 3枚
	JICA プロジェクトブリーフノート（最終版）及びパワーポイント資料	第2期契約終了時 *ドラフトを2か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化したもの	レポート（PDF及びワードファイル）及びパワーポイント資料のCD-ROM（英文・和文）
	業務完了報告書（第2期）	第2期契約終了時  なお、ドラフトを2か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：5部 CD-R: 3枚

すべての報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

## （2）JICA プロジェクトブリーフノート

コンサルタントは、本業務に関する活動を対象として JICA プロジェクトブリーフノートを第1期、第2期の終了時にそれぞれ作成する。JICA プロジェクトブリーフノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等を分かりやすくまとめた対外広報用資料であり、主たる読者としては、途上国の関係者、他の開発パートナーの職員、日本国内の援助関係者、JICA 専門家、学識経験者、大学生等を想定する。

具体的には、契約締結後、別途 JICA 地球環境部水資源グループが提供する記載要領に基づき作成するが、目的と基本コンセプト、分量は以下のとおり。

### ① JICA プロジェクトブリーフノートの目的と基本コンセプト

- プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、達成した成果、得られた教訓等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまとめることにより、JICAの事業から得られたナレッジを広く外部の方と共有し、活用してもらうことを目的とする。また、
- プロジェクトに関する広報資料、国際会議等対外的な説明資料として利用することを目的とする。

- 一般に公開する文書とし、ウェブサイト上で容易に検索、ダウンロードできるようにする。
- プロジェクトのエッセンスを全て取り込んだ簡潔な文書とする。構成は、①プロジェクトの背景と問題点、②問題解決のためのアプローチ、③アプローチの実践結果、④プロジェクト実施上の工夫・教訓、を原則とする。
- プロジェクト開始当初のキャパシティアセスメントやアプローチの検討の段階から、プロジェクトの最終的な成果までの全体を含むようにする。
- 伝えたい内容を端的に表現した地図、図表、写真を多く使用し、現場の状況や協力のアプローチ、成果等を一般の方にも分かりやすく伝える工夫をする。
- カラーで作成し、見た目にも美しく仕上げる。
- 日本語、英語で作成する。

## ② 分量

- 和文・英文共に A4 版 8～16 ページ程度を目安とする。
- 作成に要する M/M は、第 1 期、第 2 期それぞれ 0.5M/M 程度を見込む。

## (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

本件に係る業務工程は、国内業務を2018年9月、現地調査を2018年10月に開始し、以下の2つの期間に分けて実施することにより、約35ヶ月後の終了を目処とする。

- (1) 第1期：2018年9月～2020年3月
- (2) 第2期：2020年7月～2021年8月

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

##### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 全体 約16.5M/M  
(第1期 約11.5M/M)  
(第2期 約5.0M/M)

##### (2) 業務従事者の構成 (案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- 1) 総括／制度改善 (2号)
- 2) 水道セクター開発基金 (3号)

#### 3. 活動地域

基本的にピエンチャンのみとする。ピエンチャン以外での活動を計画する場合は、その妥当性と必要性について、プロポーザルにて提案すること。その際のラオス国内旅費等を含む活動に必要な経費は、別見積もりとすること。

#### 4. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供 (MPWT/DWS を想定。直営専門家との共同使用になります。)

#### 5. 通訳

業務期間中、ラオ語通訳の配置を1名認めることとする。見積もりは本見積りに含めること。

#### 6. 配布資料および閲覧資料

##### 【配布資料】

- (1) 詳細計画策定調査時 M/M
- (2) 詳細計画策定調査結果
- (3) 詳細計画策定調査時収集資料
- (4) 本プロジェクトの R/D
- (5) 本プロジェクトのプロジェクトデザインマトリクス (PDM)

##### 【閲覧資料】

- (1) 本プロジェクトの事業事前評価表  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017\\_1700437\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1700437_1_s.pdf)
- (2) 「ラオス上水道セクター情報収集・確認調査報告書」(JICA) (2017年2月)  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12287660.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12287660.pdf)

- (3) 「水道事業の民間活用に関するプロジェクト研究」(最終報告書)(JICA)(2017年6月)  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12289708.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12289708.pdf)
- (4) MaWaSU プロジェクト関連  
 1) 事業事前評価表  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012\\_1100189\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1100189_1_s.pdf)  
 2) 評価調査結果要約表(中間レビュー)  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014\\_1100189\\_2\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1100189_2_s.pdf)  
 3) 中間レビュー報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000022015>  
 4) 終了時評価調査報告書  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12290425.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12290425.pdf)  
 5) その他、関連文書  
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/CFCCB30E1349707C49257A010079EA74>
- (5) 「ルアンパバーン地域開発情報収集・確認調査」最終報告書  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12268017\\_01.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12268017_01.pdf)
- (6) 「ラオス国タケク上水道拡張計画」準備調査報告書  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12085999\\_01.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12085999_01.pdf)
- (7) 「途上国の都市水道セクターおよび水道事業体に対するキャパシティ・アセスメントのためのハンドブック」  
[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dc/c/8637828c6feb7f1b4925776d002bdf27/\\$FILE/1\\_%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF\(%E6%9C%AC%E7%B7%A8\).pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dc/c/8637828c6feb7f1b4925776d002bdf27/$FILE/1_%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF(%E6%9C%AC%E7%B7%A8).pdf)
- (8) 「日本の水道事業の経験」  
<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dc/c/58841dbf2f9a88d94925810c00270b4c?OpenDocument>

## 7. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。見積もりは別見積もりとすること。

## 8. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 具体的な安全管理対策

本プロジェクトは専門家による直接的な指導を通じて関係機関の能力強化を図ることを目的としており、遠隔操作で技術指導を行うものではない。よって専門家は特に安全管理上の問題がある場合を除き現地に滞在の上、活動を実施することとする。これを踏まえ

た上で安全管理の観点から、以下につき対応すること。

- ① 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。
- ② 現地派遣前は JICA ウェブサイトで提供する安全対策研修を受講すること。  
(<https://www.jica.go.jp/announce/information/20161111.html>)
- ③ 現地業務中は、安全対策に関する JICA 事務所からの指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守すること。専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

### (3) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月) の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

### (4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定する。

以上

